

## 業務委託等に係る最低制限価格の設定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は業務委託、測量等コンサルタント（工事に係る実施設計及び監理の委託契約を除く。）の入札にあたり、適正な業務内容の確保のため、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合に必要な事項を定める。

(最低制限価格の設定割合)

第2条 最低制限価格は、入札案件ごとに別表1に定める設定割合の範囲内で、算定方法に基づき得た割合とする。ただし、最低制限価格の基準となる額が不明確な場合は、上限割合から下限割合までの範囲で決裁責任者が適宜設定することができる。

(予定価格決定書への記載)

第3条 決裁責任者は、最低制限価格を設定したときは、別表2の予定価格決定書に最低制限価格を記載しなければならない。

(入札参加者への通知)

第4条 当該契約を主管する課長は、当該入札案件に最低制限価格を設定した場合は、これを周知するため、一般競争入札の場合は公告文、指名競争入札の場合は入札通知書に最低制限価格を記載する。また最低制限価格を下回った場合は無効とする旨を記載するなど、疑義が生じない様に配慮しなくてはならない。

(最低制限価格を設定した場合の入札)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内において最低価格で入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回った入札は無効とする。

3 前項の規定により入札が無効となった者は、再度入札に参加させないものとする。

(入札結果の公表)

第6条 前条第2項の規定により入札が無効となった者及び当該入札金額を、入札後に公表する入札結果に記載するものとする。

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行し、平成16年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日以降に契約を締結する案件より適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

1 最低制限価格の設定割合等

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
土木関係の 建設コンサル タント業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・直接経費の額</li> <li>・その他原価に100分の90を乗じて得た額</li> <li>・一般管理費等に100分の50を乗じて得た額</li> </ul> の合計額	81%	60%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・直接経費の額</li> <li>・技術経費に100分の60を乗じて得た額</li> <li>・諸経費に100分の60を乗じて得た額</li> </ul> の合計額		
建築関係の 建設コンサル タント業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・特別経費の額</li> <li>・技術料等経費に100分の60を乗じて得た額</li> <li>・諸経費に100分の60を乗じて得た額</li> </ul> の合計額	81%	60%
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接測量費の額</li> <li>・測量調査費の額</li> <li>・諸経費に100分の50を乗じて得た額</li> </ul> の合計額	82%	60%
地質調査業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接調査費の額</li> <li>・間接調査費に100分の90を乗じて得た額</li> <li>・解析等調査業務費に100分の80を乗じて得た額</li> <li>・諸経費に100分の50を乗じて得た額</li> </ul> の合計額	85%	3分の2
補償関係コ ンサルタン ト業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・直接経費の額</li> <li>・その他原価に100分の90を乗じて得た額</li> <li>・一般管理費等に100分の50を乗じて得た額</li> </ul> の合計額	81%	60%
上記以外の 業務(清掃・ 警備業務 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・直接物品費の額</li> <li>・業務管理費に100分の90を乗じて得た額</li> <li>・一般管理費等に100分の50を乗じて得た額</li> </ul> の合計額	81%	60%

- ・最低制限価格の基準となる額の各項目は、設計書の額とし、1円未満は切り捨てる。
- ・算定は消費税及び地方消費税相当額を除いた額で行う。

## 2 最低制限価格の設定割合を求める場合の算定方法

最低制限価格の設定割合は、上表に記す最低制限価格の基準となる額を予定価格で除して得た割合（百分率において小数点第3位以下切り捨て）とする。

ただし、その割合が上限割合を超える場合にあっては上限割合とし、下限割合に満たない場合は下限割合とする。

## 3 最低制限価格の額の算定方法

最低制限価格の額は、2で得た設定割合に予定価格を乗じて得た額（1円未満は切り捨て）とする。

ただし、測量等コンサルタントについては、当該金額に100円未満が生じた場合には、切り捨てる。



別表 2

契約番号

予 定 価 格 決 定 書

入札（見積）日時														
単価契約 件名														
単価契約 場所														
設計執行 限度額 （税込）	¥	円												
設計執行 限度額 （税抜）	¥	円	最低制限価格 設定割合 %											
予定価格	十億                      百万                      千                      円													
	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 単価契約のため消費税及び地方消費税相当額を除く													
最低制限 価格	十億                      百万                      千                      円													
	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 単価契約のため消費税及び地方消費税相当額を除く													
年    月    日														
予定価格決定者														